

# 奈良県立郡山高等学校いじめ防止基本方針

はじめに(学校の方針について)

いじめは重大な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成、進路選択等にも重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険が及ぶ恐れがある。本校においては、すべての教職員がこうしたことを共通認識し、教育活動全般において、「いじめを絶対にしない」、「いじめを絶対に許さない」という強い意志と実践力を身に付けさせ、いかなるいじめも存在しない、生徒が安心して学び、保護者が安心して通わせることのできる学校づくりを目指す。

そのために、教職員全員が一致団結して、一切のいじめを許さない、見逃さないという強い意志のもと、いじめ問題について深く理解し、洞察力や対応力を磨き、組織的にいじめ問題に取り組むことのできる態勢を整えるように努める。

## 1 いじめに関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

### (2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。また、いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることも起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするだけでなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

## 2 いじめ防止のための指導體制

### (1) いじめ防止等のための組織

本校においていじめの防止、早期発見、及び迅速な対応等に関する効果的な措置を行うため、「奈良県立郡山高等学校いじめ防止基本方針」(以下、学校方針)を策定するとともに、「いじめ問題対策委員会」(以下、校内委員会)を設置する。校内委員会は、生徒指導部長を委員長に、校長、教頭、各学年主任、人権教育部長、教育相談部長、養護教諭で組織する。また、個別事象については、必要に応じて担任や部活動顧問等関係教職員を加えることとする。

## (2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの防止、早期発見、及び迅速な対応には、学校全体での組織的・計画的な取組が重要であることから、年間計画を定めるものとする。年間計画作成においては、定期的な校内委員会と職員研修の開催、保護者や関係諸機関との連携等に留意する。

## 3 いじめ問題への取組

### (1) 未然防止

いじめの未然防止には生徒理解が不可欠との観点から、学年当初の面談週間をはじめ、随時、個人面談に努める。

### (2) 早期発見

すべての教育活動において、生徒一人一人の微細な変化を見逃さず、いじめの兆しを早い段階で認知するよう努めるとともに、教職員間の情報交換や保護者との連絡を密にする。

### (3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒に対しては教育的配慮をふまえた毅然とした指導を行う。

### (4) 再発防止

いじめが一旦解決したと思われた場合でも、再発の可能性もあることを常に念頭に置き、継続的に見守る。

## 4 重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告し、校内委員会により早急に事態の解決に当たる。

事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

## 5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても学校方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、学校方針が効果的に機能しているかについて、校内委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。